

下水道推進課を環境対策課に所管換えすることは、国土交通省→厚生労働省と所管換えを意味する。つまり この条例を通すことは 中心市街地の 公共下水道を止め、合併浄化槽での整備を認めることになる。

城攻めでお堀を埋めるもの、議会が承認していない市長の独断を許すわけには行かない。 というわけで 以下の指摘をしておく。

- 1 合併浄化槽での整備は市民個人に莫大な負担をかける。市の**行政責任の放棄**である。
- 2 この市民負担の大きさと 住宅密集地の宅地条件から**合併浄化槽は普及しない**。
国が求めている10年概成は不可能。補助金を増やすと言うが、そうすれば公共下水道の財政負担と金額的には大差がなくなる。
- 3 田川市の公共下水道事業は国のマニュアルに沿って策定されたもので、国土交通省の**モデル指定**をいただき進めていた。供用開始と同時に60%を越す普及が期待される優良事業のおすみ付を頂いたと理解している。これを**反故**にするもの。
- 4 住環境や水辺環境は**合併浄化槽の整備では十分ではない**。
- 5 商工会議所、伊田・後藤寺振興組合、区長会、建設協力会、JCなど**6団体の公共**下水道建設への要望への対応が出来ていない。つまり市民の了解も無く、議会を含めた**説明責任**を果たしていない。
- 6 コンパクトシティー化など **まちづくりへの視点を欠いた政策変更**。
- 7 二元代表制という地方自治のルールから逸脱し、地方自治の本旨を無視し、**地方自治の根幹を踏みにじむ暴挙**である。

以上7点、未来に禍根を残すことになる組織機構変更反対の意を表明し、討論を終わる。最後に、議員諸兄に置かれましても どうぞ **ご賢察**をお願い申し上げます。